

委員会規程の一部改正について

平成30年3月19日承認
平成30年3月19日施行

委員会規程（現行）	委員会規程（改正後）	備考
<p>(委員)</p> <p>第6条 委員会の委員は、加盟員及び学識経験者のうちから理事会が選任し、理事長が委嘱する。</p> <p>2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないが、連続して同一の職務に就任する場合は、3期を限度とする。補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。</p>	<p>(委員)</p> <p>第6条 委員会の委員は、加盟員及び学識経験者のうちから理事会が選任し、理事長が委嘱する。</p> <p>2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないが、連続して同一の職務に就任する場合、<u>第4条に示す常設委員会委員は</u>3期を限度とする。補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。</p>	<p>2年3期を上限とするのは、常設委員会委員に限定することを明確にする。</p>